

令和 3 年 度

玉野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

令和 4 年 8 月
玉野市監査委員

玉 監 第 1 3 1 号
令和 4 年 8 月 25 日

玉野市長 柴 田 義 朗 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男
玉野市監査委員 小 泉 馨

健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 3 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和3年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の基準

審査は、玉野市監査基準（令和2年3月27日玉野市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 審査の種類

健全化判断比率審査（法第3条第1項の規定による審査）

資金不足比率審査（法第22条第1項の規定による審査）

第3 審査の対象

法第3条第1項及び第22条第1項の規定により玉野市長から審査に付された令和3年度玉野市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合规性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第5 審査の主な実施内容

証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。

また、必要に応じ関係者からの説明を聴取して審査を実施した。

第6 審査の実施場所及び日程

審査の実施場所：玉野市役所（玉野市宇野1丁目27番1号）

日程：令和4年8月8日から8月24日まで

第7 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに関する審査意見は、次のとおりである。

表記に関する注意事項

(注) 1 文中に用いる金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を四捨五入した。

2 会計名は、「玉野市」の表示を原則として省略した。

3 「財政健全化法」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）を示す。

4 実質収支額等は、地方財政状況調査作成要領により算定しており、決算書の額とは異なっている。

1 健全化判断比率

(1) 比 率

(単位：％)

比 率 名	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.71	20.00
連結実質赤字比率	—	17.71	30.00
実 質 公 債 費 比 率	4.0	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0	

(注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

2 将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源等が多いことから、「—」を記載している。

3 将来負担比率について、財政再生基準は設けられていない。

(2) 各比率の状況

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、実質赤字額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる本市の一般会計等に当たる会計は、一般会計、市立玉野海洋博物館事業特別会計、下水道事業会計のうち合併処理浄化槽設置事業、病院事業債管理特別会計である。

これらの会計の収支状況を見ると、いずれの会計においても収支は黒字または均衡しているため、実質赤字額はなく、合計で19億9,357万円の実質黒字となっている。このため、実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定が求められる早期健全化基準は12.71％であり、財政再生計画の策定が求められる財政再生基準は20.00％である。

(単位：千円)

会 計 名	実 質 収 支 額
一 般 会 計	1,992,724
市立玉野海洋博物館事業特別会計	842
下水道事業会計（合併処理浄化槽設置事業）	0
病院事業債管理特別会計	0
合 計	1,993,566
標 準 財 政 規 模	15,941,380
実質赤字比率（％）	—

(注) 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」を記載している。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率で、一般会計等だけでなく公営企業会計を含む全ての会計の実質赤字額等の相対的な規模を示すものであり、実質赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除した比率である。

対象となる会計は、一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、競輪事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の全ての会計である。

これらの会計の収支状況を見ると、いずれの会計の収支についても黒字または均衡しており、すべての会計を合計した場合には 55 億 7,301 万円の連結実質黒字となっている。このため、連結実質赤字比率は発生していない。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は 17.71%であり、財政再生基準は 30.00%である。

(単位：千円)

会 計 名	実 質 収 支 額 (資金不足・剰余額)
一 般 会 計	1,992,724
市立玉野海洋博物館事業特別会計	842
下水道事業会計(合併処理浄化槽設置事業)	0
病院事業債管理特別会計	0
国民健康保険事業特別会計	499,986
介護保険事業特別会計	106,593
後期高齢者医療事業特別会計	24,991
競輪事業特別会計	293,275
水道事業会計	1,529,827
下水道事業会計	1,124,773
合 計	5,573,011
標 準 財 政 規 模	15,941,380
連結実質赤字比率 (%)	—

(注) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の合計額を

標準財政規模で除した比率であり、直近３か年の平均値である。

一般財源に対する公債費及び準公債費の割合であり、基準財政需要額に算入される部分を除いているので、この比率が高いほど財政運営が逼迫していることを示している。

対象は、全ての会計に一部事務組合等を加えたもので、本年度の実質公債費比率は 4.0% であり、前年度（4.7%）と比較して 0.7 ポイント低下している。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は 25.0%、また、財政再生基準は 35.0% であり、これらを下回っている。

(単位：千円、%)

	令和３年度	令和２年度	令和元年度
元 利 償 還 金 A	2,108,195	2,092,552	2,149,632
準 元 利 償 還 金 B	703,043	711,710	737,698
A、Bに充当することのできる特定財源 C	370,160	350,251	343,607
A、Bに係る基準財政需要額算入額 D	1,956,726	1,928,842	1,937,274
標 準 財 政 規 模 E	15,941,380	15,376,760	14,805,538
各年度の単年度実質公債費比率 (A + B - C - D) / (E - D)	3.46	3.91	4.71
実 質 公 債 費 比 率 (３ か 年 平 均)	4.0		

エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来実質的に負担する債務であると考えられる将来負担額から充当可能財源等を控除した額を標準財政規模で除した比率（基準財政需要額に算入される額は、それぞれから控除する。）である。

いわゆるストックの指標として、地方債等の負担の重さをその残高で示す指標である。

対象は、全ての会計、一部事務組合等に地方公社及び第三セクター等を加えたもので、本年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回る状態のため算定されていない。

なお、財政健全化法に基づく早期健全化基準は 350.0%である。

(単位：千円、%)

将 来 負 担 額	A	34,104,733
充 当 可 能 財 源 等	B	37,468,713
標 準 財 政 規 模	C	15,941,380
元利償還金、準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	1,956,726
将来負担比率	$(A - B) / (C - D)$	—

(3) 審査意見

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、現時点では財政健全化計画の策定を求められるものではないが、法律の趣旨を踏まえ、今後とも財政基盤の強化に努められるよう要望する。

2 資金不足比率

(1) 比 率

(単位：％)

区 分	会 計 名	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
地方公営企業 法適用企業	水 道 事 業 会 計	—	20.0
	下 水 道 事 業 会 計	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 「経営健全化基準」とは、法施行令第 19 条に規定する経営健全化基準であり、この基準以上の場合には議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

3 対象となる会計は、地方財政法第 6 条及び同法施行令第 37 条に基づく上記 2 会計である。競輪事業特別会計は、同法令に規定されていないため、適用されない。

(単位：千円)

会 計 名	資 金 不 足 額 A	事 業 規 模 B	参 考 (資金剰余額)
水 道 事 業 会 計	—	1,303,396	1,529,827
下 水 道 事 業 会 計	—	1,679,782	1,124,773

(注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

(2) 審査意見

資金不足比率は、会計ごとの資金の不足額（A）を事業の規模（B）で除した比率であり資金の不足額が事業規模に対してどの程度であるかを示す比率である。

なお、経営健全化基準となる資金不足比率は20.0%であり、これ以上となると経営健全化計画の策定が求められる。

ア 水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

イ 下水道事業会計

資金不足額はなく、資金不足比率は発生していない。このため、経営健全化基準を下回っている。

しかし、下水道事業会計をはじめ、多くの会計で一般会計からの繰入金等を含んだ決算であり、法律の趣旨を踏まえ、今後とも経営の健全化に努められるよう要望する。